

市議会事務局 X方針の概要

A領域

B領域

C領域

局全体

(1)市民に開かれた議会の実現を目指して

- ・委員会のインターネット中継導入
- ・議場への字幕モニター設置

(2)議員き章の見直しについて

- ・き章の材質、費用、デザインなどを議会と協議しながら作製

(1)議会改革のサポートについて

- ・社会情勢や他都市の状況などの情報収集し、議会へ提供
- ・議会改革協議会の事務局となり協議が円滑に進むようサポート

(2)主権者教育の充実について

- ・既存事業の積極的なPR
- ・他都市の事例を参考に新たな事業を検討し、可能のものから実施

(3)議員ハンドブック等の整理統合等について

- ・議員ハンドブックと調査号の掲載内容を整理・統合

(4)政務活動費のホームページ公開について

- ・他都市の状況などの情報収集し、議会へ提供。
- ・議会改革協議会での協議をサポート

(1)議員定数並びに議員報酬、費用弁償及び期末手当について

- ・他の自治体の状況等の情報収集し、議会へ提供

局区X方針〈市議会事務局〉

1 組織の使命（どのような役割を担うのか）

市議会は、地方自治制度における二元代表制の一翼を担っており、独立・対等の立場で、議案等の審議により本市の意思決定を行い、執行機関を適切に監視し、市政の課題に対する政策提言を行う等の役割を有している。

また、近年では、社会経済情勢の変化を踏まえ、市議会の透明性の確保や効率的な議会運営、議員のなり手不足といった社会課題への対応も求められている。

市議会の活動は、市民の福祉の増進及び市勢の発展に寄与することを目的としており、これらの議会活動を補佐し、効果的かつ円滑な議会運営の確保に努めることが市議会事務局の使命である。

2 課題と背景

課題A（1）

① 課題名

市民に開かれた議会の実現を目指して

② 課題の内容

議会基本条例では、議会広報の充実について、情報伝達手段の進化に応じて充実、強化しなければならないと規定されているが、常任委員会のインターネット中継などに対応できていない。

③ 課題の背景

現在、本会議はケーブルテレビ及びインターネットでの中継や録画を視聴することができる。委員会は予算・決算特別委員会の市長質疑のみ中継や録画を視聴することができるが、常任委員会等は動画で視聴することができない。

また、議会改革協議会において傍聴席にリアルタイムで文字表示するモニターを設置し、聴覚障害者が安心して傍聴できる環境を整備することが提案されている。

④ 課題に対する取組み

議会と協議しながら今年度中に委員会のインターネット中継の導入や議場への字幕モニターの設置を行う。

⑤ 取組みの進捗状況、取組結果（令和6年11月末時点）

委員会のインターネット中継は、令和6年10月16日以降、すべての常任委員会と特別委員会で中継及び録画の公開を開始した。

議場の字幕モニターの設置は、本会議における発言内容について、AIを活用した変換ソフトにより字幕表示をするモニターを議場傍聴席に設置し、令和6年9月定例会にてテスト運用を開始した。令和6年12月定例会で本格運用を開始予定。

課題A（2）

- ① 課題名
議員き章の見直しについて
- ② 課題の内容
議員き章の中央部は18金を使用して作製しており、改選時に交付しているが、資材価格の高騰に伴い、作製経費の大幅な増加が見込まれている。
- ③ 課題の背景
現在、議員き章の中央部に18金を使用しているが、近年の金の価格高騰や物価上昇により、作成経費の大幅な増加が見込まれる。
- ④ 課題に対する取組み
議会と協議しながら、今年度中にき章の材質、費用、デザインなどの情報収集及び情報提供を行い、議員き章を見直し作製する。
- ⑤ 取組みの進捗状況、取組結果（令和6年11月末時点）
議員き章の材質を18金から真鍮、金張りに変更することを議会運営委員会で決定し、変更後の材質で作成を発注したことで、約200万円の削減効果があった。

課題B（1）

- ① 課題名
議会改革のサポートについて
- ② 課題の内容
議会基本条例では、議会の役割及び活動原則として、不断の議会改革を行うことが規定されている。議会改革を行うにあたっては、議会改革協議会を設置することとされており、その事務局となり、サポートを行う。
- ③ 課題の背景
市議会は市民との協働による開かれた議会の実現を目指すことが求められており、議会の役割として議会を取り巻く情勢の変化を認識し不断の議会改革を行うこととなっている。
早稲田大学マニフェスト研究所では、議会改革の取組状況や傾向を把握することを目的に全都道府県議会及び全市町村議会に対して、議会改革度について調査を行った結果をランキング形式で公表しており、議会改革の状況を示す指標の一つとなっている。
- ④ 課題に対する取組み
議会改革の中心となる議会改革協議会は議長が設置するものであり、その時々課題を協議するものである。市議会事務局は協議事項について社会情勢や他都市の状況などの情報収集を行い、議会改革協議会での協議が円滑に進むようサポートする。
- ⑤ 取組みの進捗状況、取組結果（令和6年11月末時点）
直近の議会改革協議会では「議員報酬について」が協議事項となり、市議会事務局は他都市の状況等の情報を収集するなど、協議をサポートした。なお、議会改革協議会での協議を経て、令和6年6月定例会において、議員報酬を8%削減（令和6年7月1日

から令和9年2月19日まで)する条例案が賛成多数で可決された(削減効果額約1億7千万円)。

課題B(2)

① 課題名

主権者教育の充実について

② 課題の内容

市民が主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担う力を身に付けていただけるよう、議事堂見学や傍聴などの主権者教育を実施しており、さらに充実させる必要がある。

③ 課題の背景

議員のなり手不足や政治的な無関心が全国的な問題となる中、北九州市議会議員選挙の投票率も、近年は約40%(H25:41.95%、H29:39.20%、R3:40.29%)で推移している。議会制民主主義を定める国・自治体において、市民の意見を代表する市議会への関心を高めることは、最も重要な課題である。

市議会事務局では、令和5年度まで、小学校6年生を対象に、議事堂への見学や模擬選挙を行う「スタディツアー」を実施していたが、満18歳以上への選挙権年齢の引下げも踏まえ、主権者教育を一層充実させる必要がある。

なお、議会改革協議会において、若者世代への主権者教育のさらなる充実に向けて検討することが提案されている。

④ 課題に対する取組み

主権者教育を一層充実させるため、既存事業の積極的なPRを実施するとともに、新たな事業について他都市の事例などを参考として検討を行い、可能なものから順次実施する。

⑤ 取組みの進捗状況、取組結果(令和6年11月末時点)

令和6年度は小中学校等の議事堂見学を受け入れている。令和7年度に実施する事業について、他都市の事例を参考に市議会のしくみをわかりやすく解説する動画の作成や小中学校での出前講演等を検討している。

課題B(3)

① 課題名

議員ハンドブック等の整理統合等について

② 課題の内容

現在、議員向け発行物の議員ハンドブックや調査号は、掲載内容ごとに住み分けを行っているが、データの重複等があるため、掲載内容の整理・統合を行う必要がある。

③ 課題の背景

議員による議案の審査や調査等の対象は市政全般にわたるため、その際に必要となる基本データや事業概要・実績等は多種多様なものとなる。

従来から、市政に関する基礎的なデータ・主要施策の概要等は「議員ハンドブック」、予算・決算議案の審査に資する市政に関する基本データ・事業実績は「調査号」に掲載する等してきたが、それぞれの掲載内容の増加により掲載内容が重複する等、結果として役割に応じた使い分けが曖昧となっている。

④ 課題に対する取組み

議会と協議しながら、来年度以降の議員ハンドブックと調査号において重複する部分の精査を行い、掲載内容を整理・統合していく。

また、他都市において同様の役割がある発行物について、調査・研究・分析を行い、その一本化等、発行方法についても検討していく。

⑤ 取組みの進捗状況、取組結果（令和6年11月末時点）

議員にとって利用しやすいものとするため、議員のニーズを把握し、他都市の事例も参考としながら、令和7年度に掲載内容等について検討を行う予定

課題B（4）

① 課題名

政務活動費領収書のホームページ公開について

② 課題の内容

議会基本条例では、政務活動費の使途の透明性を確保しなければならないと規定している。政務活動費に係る領収書のホームページ公開に取り組む際は、議会が検討できるよう、市議会事務局が必要な情報収集、情報提供などサポートを行う。

③ 課題の背景

政務活動費の収支報告書はホームページで公開しているが、領収書については閲覧公開のみ実施している。

政令市20市中13市が既に領収書をホームページ公開している。

④ 課題に対する取組み

領収書のホームページ公開については、議会が議会改革協議会等で検討するものである。市議会事務局は、社会情勢や他都市の状況などの情報収集を行い、議会改革協議会等での協議が円滑に進むようサポートする。

⑤ 取組みの進捗状況、取組結果（令和6年11月末時点）

政務活動費領収書のホームページ公開について他都市の状況を収集している。

課題C（1）

① 課題名

議員定数並びに議員報酬、費用弁償及び期末手当について

② 課題の内容

議会基本条例では、議会の役割及び活動原則として不断の議会改革を行うことを規定しており、また「議員定数並びに議員報酬、費用弁償及び期末手当については、議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能の確保を考慮するとともに、他の地方自治体の状況、社会経済情勢等を踏まえて」決定することとされている。

③ 課題の背景

議員定数等については、議会基本条例において、議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能の確保を考慮するとともに、他の地方自治体の状況、社会経済情勢等を踏まえ、議会が決定することとしている。議会を取り巻く情勢の変化を認識し、不断の議会改革を行うという議会の活動原則がある。

④ 課題に対する取組み

今後、議会において議員定数等の見直しを協議するとなった場合に備え、他の自治体の状況等の情報を適宜収集し、議会に提供する。

⑤ 取組みの進捗状況、取組結果（令和6年11月末時点）

議員定数や議員報酬について他都市の情報を適宜収集している。